

## 【短期集中運動指導事業(C型サービス)】

- No 1 短期集中運動指導事業を利用できる対象者とは。
- No 2 認知症(疑いを含む)と診断されている場合は対象になるか。
- No 3 短期集中運動指導事業の利用時、認知機能の低下が疑われるケースへの対応はどうしたらよいか。
- No 4 介護保険2号被保険者(40-64歳)の方は、短期集中運動指導事業を利用できるのか。
- No 5 医療リハビリとの併用は可能か。
- No 6 以前、短期集中運動指導事業を利用していたが、アセスメントを行い、リハビリ事業所と検討の上、本事業の利用が適切との判断に至った。この場合、どのくらいの期間が空けばよいか、それとも1回限りの利用なのか。
- No 7 短期集中運動指導事業を利用し、デイサービスの生活機能向上連携加算等(リハビリ専門職から指導を受けている場合)を算定できるか。
- No 8 短期集中運動指導を希望する対象者がいる場合、介護支援専門員から市に提出する書類はなにか。
- No 9 短期集中運動指導事業開始までの流れはどのように進むのか。
- No 10 病院からの診療情報提供票が遅くなり、短期集中運動指導事業開始までに間に合わないがよいか。
- No 11 短期集中運動指導事業を中止することが望ましい場合は、どうしたらよいか。
- No 12 短期集中的な運動指導であるため、短期や長期の目標設定がしづらい。どのように目標設定したらよいか。
- No 13 短期集中運動指導事業の実施期間を3か月としていたが、6か月に延長(予定を含む)したいが、どうしたらよいか。
- No 14 短期集中運動指導事業の栄養・口腔加算の評価は、任意の報告様式であるが、どのような評価をすればよいか。
- No 15 短期集中運動指導事業の終了後、担当のリハビリ専門職が訪問で支援する「リハ職フォローアップ事業」はどのような方が対象なのか。また、どのような手続きをすればよいか。
- No 16 事業対象者が短期集中運動指導事業を利用していた際、要支援・要介護申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて、短期集中運動指導事業と福祉用具の利用を開始していた。しかし、要介護1と認定された場合、利用料はどうなるのか。
- No 17 事業対象者もしくは要支援認定を受けていた場合、状態の変化で区分変更の申請を行った際、認定区分の結果が出るまでリハビリは継続実施しても問題ないか。
- No 18 事業の利用回数の上限はあるのか。
- No 19 事業名は変更されたのか。

米原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

短期集中運動指導事業(C型サービス)

NO.	質問	回答
1	短期集中運動指導事業を利用できる対象者とは。	要支援認定および基本チェックリスト該当者であり、短期集中的(3～6か月)に運動指導・生活環境支援を実施することでADL、IADLの維持・向上が目指せる方を対象としている。対象疾患は関節疾患、脳卒中、心疾患、廃用症候群などが想定される。悪性新生物による体力低下やパーキンソン病を含む指定難病の場合は、介護予防給付サービス等を検討いただく。
2	認知症(疑いを含む)と診断されている場合は対象になるか。	認知症がある場合は短期記憶障害により、運動指導の介入が難しいケースがあるため、個人の状況により対象か判断する。本事業の利用により、意欲の向上、環境整備の実施等ができ、適切に事業実施ができる場合は、利用対象とすることができる。
3	短期集中運動指導事業の利用時、認知機能の低下が疑われるケースへの対応はどうしたらよいか。	本事業利用中に認知機能の低下が疑われる場合は、ケアマネジャーと状況を共有いただき、受診の必要性等について検討いただく。認知機能低下に関するアセスメントについては、認知症初期集中支援チームへの相談も検討いただく。認知機能低下に関する客観的評価として、MMSEやHDS-R、TMT等の測定を実施いただくことを推奨する。
4	介護保険2号被保険者(40-64歳)の方は、短期集中運動指導事業を利用できるのか。	要支援認定者であれば利用可能。対象者像としては、設問1のとおり。
5	医療リハビリとの併用は可能か。	原則、医療リハビリとの併用は不可。例外として、医療リハビリ適応となっている疾患が別であり、自宅環境や福祉用具導入等の調整が必要な場合は、利用が可能となる場合があるため、市担当者にお問い合わせいただきたい。本事業が利用可能となれば、指導内容等を医療リハビリ機関と連携を図っていただく。
6	以前、短期集中運動指導事業を利用していたが、アセスメントを行い、リハビリ事業所と検討の上、本事業の利用が適切との判断に至った。この場合、どのくらいの期間が空けばよいのか、それとも1回限りの利用なのか。	原則1回限りの利用のみ。しかし、前回、利用した際の心身状態ではなく、かつ、設問1の状態像であれば、利用可能となる場合がある。市の担当者にお問い合わせいただきたい。
7	短期集中運動指導事業を利用し、デイサービスの生活機能向上連携加算等(リハビリ専門職から指導を受けている場合)を算定できるか。	生活機能向上連携加算等でリハビリ専門職から指導を受けている場合は、本事業と目的が同じであると考えられるため、利用は原則不可。ただし、本事業で指導するリハビリ専門職の職種がデイサービスで指導を受けるリハビリ専門職と職種が違い、目的も異なる場合は、併用できる場合があるため、市担当者にお問い合わせいただきたい。  ※リハビリ専門の職種とは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

8	短期集中運動指導を希望する対象者がいる場合、介護支援専門員から市に提出する書類はなにか。	介護支援専門員から市に提出する書類として、 ①ケアプラン ②フェイスシート ③生活機能評価1.2もしくは <b>事業所の定めるアセスメント票</b> 課題整理総括表 ④診療情報提供書 上記4つの資料を提出いただき、提出の際に使用するリハビリ事業所名を申し添えていただく。
9	短期集中運動指導事業開始までの流れはどのように進むのか。	事業対象者および要支援認定者において、運動指導やリハビリテーションが必要と判断された場合は、依頼したいリハビリ事業所にまずは対象者の概要と必要性等について伝え、本事業もしくは予防サービスどちらがよいか相談を行っていただく。相談後、本事業を選択された場合は、設問8の書類を市に提出いただき、事業開始前にリハビリ事業所と事前訪問を行っていただく。その後、事業開始となる。
10	病院からの診療情報提供票が遅くなり、短期集中運動指導事業開始までに間に合わないがよいか。	診療情報提供票が遅れる場合は、主治医から口頭にて運動の許可や運動に際しての注意事項を聞き取り、市担当およびリハビリ事業所に事前に伝えていただくことが必要となる。
11	短期集中運動指導事業を中止することが望ましい場合は、どうしたらよいか。	事業対象者から要支援・要介護認定の新規申請や身体的事由等で本事業を中止することになった場合は、ケアマネジャーより市に中止に関する理由書の提出が必要となる。任意の書式にて報告いただく。
12	短期集中的な運動指導であるため、短期や長期の目標設定がしづらい。どのように目標設定したらよいか。	本事業の実施を3か月に設定される場合、短期目標：1か月 長期目標：3か月を目安として設定いただく。また、事業実施を6か月に設定される場合は、短期目標：1か月 長期目標：6か月を目安として設定いただきたい。事業実施6か月の場合、中間目標を設定いただき、3か月目に評価を行う。 目標設定については、利用者の生活実態に応じた具合的かつ活動・社会参加を取り入れた目標とすること。抽象的な目標は、評価ができないためケアマネジャーと協議いただき、目標を設定いただきたい。
13	短期集中運動指導事業の実施期間を3か月としていたが、6か月に延長(予定を含む)したいが、どうしたらよいか。	実施期間の延長が必要と思われる場合は、目標と照らし合わせ、評価を行った上で、市担当者に相談いただく。また、延長理由については、任意の書式でリハビリ事業所から報告いただく。併せて、ケアプランも変更になるため、ケアマネジャーと共有が必要となる。 ※期間を短縮する場合も同様とする。
14	短期集中運動指導事業の栄養・口腔加算の評価は、任意の報告様式であるが、どのような評価をすればよいか。	栄養については、食事品目数や量、10食品群チェックシート、体重、BMI等で評価を行っていただきたい。また、口腔については、歯やむせの状況、オーラルディアドコキネシス、歯科受診等で評価を行っていただきたい。想定される評価項目だけでなく、利用者の状態に応じて任意の評価項目で構わないが、客観的な評価指標を入れること。なお、栄養・口腔加算の実施においては、事業実施後に事前、事後の評価報告の提出が必要である。

15	<p>短期集中運動指導事業の終了後、担当のリハビリ専門職が訪問で支援する「リハ職フォローアップ事業」はどのような方が対象なのか。また、どのような手続きをすればよいのか。</p>	<p>リハ職フォローアップ事業は、本人の活動・社会参加を継続するために実施する事業である。短期集中運動指導事業において、本人の活動・社会参加を目標に実施してきており、目標達成後、継続するための支援が必要な場合、上限2回まで実施することができる。例えば、グランドゴルフ場まで行けるようになったが、実際に参加した場所にて本人が参加しづらい場面がないか確認する等。生活動作(IADL)、趣味活動(畑、ウォーキング等)、他サービス(A型デイサービス等)への指導が対象となる。単に運動機能向上を目的とした体操の確認は、対象とならない。</p> <p>リハ職フォローアップ事業は、短期集中運動指導事業利用中に本人を含め、リハビリ専門職とケアマネジャーが協議を行い、利用を決定する。短期集中運動指導事業の終了時に市担当者に計画書兼報告書を提出する(計画の部分のみ記載)。リハ職フォローアップ事業終了後にも計画書兼報告書を提出する。</p>
16	<p>事業対象者が短期集中運動指導事業を利用していた際、要支援・要介護申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて、短期集中運動指導事業と福祉用具の利用を開始していた。しかし、要介護1と認定された場合、利用料はどうなるのか。</p>	<p>要支援・要介護認定は、申請日に遡り認定有効期間が開始されるため、総合事業を利用することができない。しかし、予防・介護給付の利用を開始するまでの間は、総合事業によるサービスの全額自己負担を避けるため、継続利用が認められているが、その期間、事業対象者としての位置づけとなる。</p> <p>今回の場合、要支援認定を見込んでおり、短期集中運動指導事業と福祉用具貸与を要支援・要介護申請中に利用をしていた。しかし、要介護となったため、短期集中運動指導事業を利用することができなくなったケース。この場合、要介護者として取り扱うか、事業対象者として取り扱うか選択する。</p> <p>①要介護者として取り扱う場合は、短期集中運動指導事業の利用は、全額自己負担となり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。</p> <p>②事業対象者として取扱う場合は、短期集中運動指導事業の利用は、一部自己負担のみとなり、福祉用具貸与が全額自己負担となる。</p> <p>このような状況を避けるため、事業対象者が要支援・要介護認定を受ける場合は、心身状態の悪化があるため、本事業の中止もしくは、訪問・通所リハビリサービス(予防・介護サービス)への変更等が必要であると考えられる。</p>
17	<p>事業対象者もしくは要支援認定を受けていた場合、状態の変化で区分変更の申請を行った際、認定区分の結果が出るまでリハビリは継続実施しても問題ないか。</p>	<p>問16と同じ考えとなる。</p> <p>原則として、区分変更をした場合は、心身状態の悪化があるため、本事業の中止もしくは、訪問・通所リハビリサービス(予防・介護サービス)への変更等が必要であると考えられる。</p> <p>認定区分の結果が出るまでの期間、事業対象者もしくは要支援認定者として、介護予防・日常生活支援総合事業(サービス・活動事業)を継続利用とするのか、要支援・要介護認定者として、予防・介護給付を利用するのかを他の提供サービスとの必要性も判断した上で、決定していただきたい。</p>

18	事業の利用回数の上限はあるのか。	<p>週1回、週2回実施する場合で、それぞれ利用上限回数を設けている。          利用上限回数以内であれば、祝日や長期休みがある場合も終了日を延長することができ、月末で終了するといった設定も可能。          必ずしも全て利用上限回数で設定する必要はなく、その方に必要な日数を設定していただくことが前提となる。          利用回数と事業期間ごとの利用上限回数は、下記のとおりである。</p> <p><b>【事業実施期間】</b></p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="1113 331 1417 363">&lt;週1回の利用の場合&gt;</td> <td data-bbox="1632 331 1937 363">&lt;週2回の利用の場合&gt;</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 363 1346 395">3か月:13回未満</td> <td data-bbox="1671 363 1888 395">3か月:25回未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 395 1346 427">6か月:25回未満</td> <td data-bbox="1671 395 1888 427">6か月:50回未満</td> </tr> </table>	<週1回の利用の場合>	<週2回の利用の場合>	3か月:13回未満	3か月:25回未満	6か月:25回未満	6か月:50回未満
<週1回の利用の場合>	<週2回の利用の場合>							
3か月:13回未満	3か月:25回未満							
6か月:25回未満	6か月:50回未満							
19	事業名は変更されたのか。	<p>令和8年4月1日から「短期集中運動(活動)指導事業」に改めた。          名称変更の理由は、運動指導だけでなく、利用者の活動・参加を目的に事業を実施するため「活動」という文言を追加した。          ※以前は、「短期集中運動指導事業」という名称で実施</p>						